



Q1:香南市空き家バンクを利用できるのはどのような人ですか？

A: 香南市外在住の方で香南市に移住定住を希望し、地域住民と協調して生活を行い、地域の活性化に努めていただける方が対象となるため、町内会に加入し、地域活動や地域行事への積極的な参加をお願い致します。また、入居の際は必ず住民票を移す事が条件となります。

Q2:香南市空き家バンクを利用するにはどのような流れで行いますか？

A: 下記①～⑤の流れで利用手続きを行います。

①香南市空き家バンク利用に関するお問い合わせ(担当:香南市役所 住宅政策課 住宅政策係)

②移住相談の実施(担当:香南市役所 地域支援課 定住応援係)

③利用登録の申し込み(担当:香南市役所 住宅政策課 住宅政策係)

④利用登録の審査

⑤利用登録完了通知(※利用登録完了後より、内見に進むことができます。)

香南市空き家バンクは、香南市へ利用登録の手続きが完了している方のみ利用が可能となっております。

**Q3:香南市空き家バンク物件の内見・契約に向けての交渉を行うにはどのような流れで行いますか？**

A: ホームページ等で閲覧した物件の中で内見を行いたい物件があった場合、事前に Q2の利用登録手続きを行っていただきます。その後、内見したい場合は、市が物件所有者・担当不動産業者・利用登録者(移住希望者)間の日程調整を行い、内見を行います。内見後、物件の交渉・契約を希望する場合は、「香南市空き家バンク物件交渉申込書(様式第 12 号)」を市に提出していただきます。

以後の交渉・契約については、市は関与いたしませんので、物件所有者・担当不動産業者・利用登録者の 3 者にて直接やりとりを行っていただきます。

**Q4:香南市空き家バンクの物件住所は教えてもらえますか？**

A:防犯上 Q2の手続きが完了した利用登録者のみに開示しております。そのため、利用登録者以外の方には物件住所をお教えすることは出来ません。

**Q5:香南市空き家バンク物件を内見する際、親戚や友人も一緒に内見をする事は可能ですか？**

A:香南市空き家バンクに登録された物件の住所は、防犯上 Q2の手続きが完了した利用登録者のみに開示しております。そのため、利用登録者以外の方は内見する事ができません。

**Q6:香南市空き家バンクの利用登録期間は何年ですか？**

A: 利用登録期間は、登録日から3年です。なお、期間満了後は、再登録も可能です。

**Q7:香南市空き家バンクを利用するには、登録料、仲介手数料などの費用はかかりませんか？**

A:香南市空き家バンクの利用登録は無料です。ただし、賃貸・売買契約の段階で法律により定められた不動産仲介手数料が担当不動産業者に対して必要になります。

**Q8:香南市空き家バンク物件の所有者と直接金額交渉等をしたいので連絡先を教えてくださいのようですが可能ですか？**

A: 直接交渉を目的とする場合、空き家所有者の連絡先はお教えする事ができません。

**Q9:香南市空き家バンク物件を週末のみ利用したいが可能ですか？**

A: 香南市空き家バンクは、香南市への移住・定住促進を目的とし空き家に入居後その地域に住んでいただくことが前提となりますのでご利用いただけません。また、入居の際は必ず住民票を移す事が条件となります。

**Q10: 香南市空き家バンク物件を店舗兼住宅として利用したいが可能ですか？**

A: 物件の立地や物件所有者・担当不動産業者の意向により困難な場合もありますので、内見時に担当不動産業者へお問い合わせください。また、入居可能となった場合は、住民票を移す事が条件となります。(※店舗のみの利用はできません。)